



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 株式公開(IPO)実務の基礎④(上場審査)

はじめに

最近よくニュースで「●●社に上場承認」というニュースを目にします。情報キュレーションアプリで有名なグノシーが4月28日に上場するというニュースも話題になりました。

今回は、上場申請を行った会社の上場承認が下りるまでの流れとその手続についてまとめてみました(今回は紙面の都合上、東証マザーズ市場に限定しています)。

1. 上場承認までの流れ

上場申請のエントリーから上場承認までの流れは以下のとおりです。

上場申請エントリーから上場承認までの流れ(モデル)

所要期間	手続の内容
-	上場申請エントリー
事前確認及び 上場申請 (約1週間)	上場申請に係る事前確認
	上場申請、Iの部、各種説明資料受領 ヒアリング、スケジュール調整
上場審査 (約2ヵ月)	ヒアリング(面談による質問及び確認)
	実地調査(実査)
	公認会計士ヒアリング
	社長面談、監査役面談 社長説明会
上場承認まで (中3営業日)	推薦書受領
	上場承認

(東京証券取引所「新規上場ガイドブック マザーズ編」に基づき作成)

2. 上場申請に係る事前確認

上場申請の受付については事前に主幹事証券会社と会社との間で下記の事項について確認が行われたうえで、行われることになります。

マザーズ市場は近い将来の東証一部へのステップアップを視野に入れた市場でもあるため、高い成長可能性が求められている点が特徴的といえます。

《上場申請に係る事前確認の内容》

①	高い成長可能性について
②	公開指導・引受審査の内容に関する報告
③	反社会的勢力との関係について
④	審査日程の確認

(東京証券取引所「新規上場ガイドブック マザーズ編」に基づき作成)

3. 上場申請の方法

上場申請の方法は①通常申請と②予備申請の2つの方法があります。通常申請は、申請直前期の定時

株主総会終了後に行われますが、予備申請は、上場申請直前事業年度の末日から遡って3ヶ月前の日以後に行うことができるため、上場申請が集中する時期を避け余裕をもって手続を行うことができます。(上場審査料：原則200万円(税抜))

4. 上場審査の内容

上場審査では、以下について確認が行われます。

《上場審査の内容》

①	ヒアリング(面談による質問及び確認)
②	実地調査(実査)
③	公認会計士ヒアリング
④	社長(CEO)面談・監査役面談等
⑤	社長説明会
⑥	東証内決裁(上場承認)

(東京証券取引所「新規上場ガイドブック マザーズ編」に基づき作成)

申請時に提出された書類に基づいて上記のうち

①ヒアリングは通常4回程度行われ、必要に応じて②実地調査が行われます。

また、内部管理・開示体制や内部統制の状況について③公認会計士からヒアリングを行い、④社長面談では経営ビジョンや株主への対応等についてヒアリングを行います。⑤の社長説明会では上場後の留意事項等の説明が行われ、その後東証内での審査で上場の可否について最終判断が行われ、上場審査が実質的に終了することになります。

5. 上場承認後の手続き

上場承認後の手続の流れは以下の通りです。

《上場承認後の流れ》

①	上場承認の発表
②	東証上場部及び日本取引所自主規制法人売買審査部との面談
③	公募又は売出し状況確認
④	上場

(東京証券取引所「新規上場ガイドブック マザーズ編」に基づき作成)

特に、③公募又は売出しの状況確認では、株主数や流通株式数、時価総額などが要求される基準を満たしているかどうかについて確認が行われます。

終わりに

今回は少しなじみのない分野だったかもしれませんが、上場を目指す会社であれば必ず通る道になります。今回の内容を参考にいただければ幸いです。(担当：坂下 尚弥)

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

http://www.koyano-cpa.gr.jp/ ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止